

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」の一部改正について

環境生活部廃棄物指導課

1 改正趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「細則」という。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めています。

今般、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年環境省令第6号）が公布され、大腸菌群数に係る改正が令和7年4月1日から施行されました。（以下「省令の改正」という。）

この省令の改正を受け、細則の様式の整備を行いました。

2 改正概要

一般廃棄物処理施設変更許可申請書（第1号様式の5）及び一般廃棄物処理施設変更届出書（第1号様式の11）に記載すべきものとされている一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画及び一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画のうち、備考で定めているし尿処理施設の放流水の水質に変更がある場合の検査項目について、省令の改正を受けて大腸菌群数等を大腸菌数等に改めました。

様式備考3（5）中 （改正前）大腸菌群数等 → （改正後）大腸菌数等

3 施行日

令和7年6月27日